



平成 23 年 12 月 20 日
国際平和協力本部事務局

自衛隊の部隊・司令部要員（施設幕僚）派遣に伴う
南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について

標記については、12月20日の閣議において決定されたところ、概要は以下のとおり。

1. 実施計画の変更及び政令の一部改正

政府は、道路等のインフラ整備等を行う自衛隊の施設部隊（最大330名）及び同部隊の活動を支援するため、国連、現地政府機関等との調整を行う陸上自衛隊の部隊（最大40名）を国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に派遣する。また、UNMISS の施設業務に関する企画及び調整を行う施設幕僚1名を UNMISS ミッション支援部に派遣する。

これに伴い、我が国が国際平和協力業務を行う期間を平成24年10月31日までとするとともに、自衛隊の施設部隊等が施設業務等を実施できるよう所要の業務及び装備を追加する。また、部隊派遣に係る輸送及び補給等を実施するため、派遣先国にウガンダ、ケニア等を追加する。

なお、我が国は、今年11月から UNMISS に司令部要員（兵站幕僚及び情報幕僚）を派遣中。

2. 実施の状況の国会報告

上記実施計画の変更に伴い、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第7条に基づき、南スーダン国際平和協力業務の実施の状況について国会に報告する。報告の内容は、派遣に至る経緯及び南スーダンにおいて我が国要員が行っている業務等の実施の状況についてまとめたものである。